

天然住宅バンク融資規則

(融資の対象)

第1条 天然住宅バンクは組合員に対して融資を行う。

(融資の決裁)

第2条 融資は理事長の決裁を要する。

(融資の目的)

第3条 融資は、以下の各号のいずれかの目的に該当することを要する。

- 一 天然住宅の普及
- 二 環境及び健康に対して優良な住宅設備の購入
- 三 その他理事長が必要と判断した融資

2 前項の規定に拘わらず、天然住宅バンクに対する出資金（以下「出資金」という。）を担保とした当該組合員に対する融資を行うことができる。

(融資の種類)

第4条 以下の各号のいずれかに該当する融資を行う。

- 一 つなぎ融資
- 二 住宅融資
- 三 住宅設備購入融資
- 四 特別担保提供融資
- 五 自己担保融資

(つなぎ融資)

第5条 他の金融機関からの住宅ローンの提供を受けるまでの融資をつなぎ融資という。

- 2 つなぎ融資の融資額の上限は別表1に定める。
- 3 つなぎ融資の融資期間は9ヶ月を超えることはできない。
- 4 前2項の規定に拘わらず、理事長が特別決裁をした場合には、前2項の上限を超えて融資をすることができる。
- 5 融資を受けるには、他の金融機関からの融資決定通知書の写しの提出を必要とする。
- 6 その他必要な手続きは天然住宅バンク融資細則（以下「融資細則」という）に定める。

(住宅融資)

第6条 住宅購入のための融資を住宅融資という。

2 住宅融資の融資額は有効出資金の10倍を超えることはできない。また、住宅融資の融資額は300万円を超えることはできない。

- 3 住宅融資の融資期間は10年を超えることはできない。
- 4 前2項の規定に拘わらず、理事長が特別決裁をした場合には、前2項の上限を超えて融資をすることができる。
- 5 その他必要な手続きは融資細則に定める。

(住宅設備購入融資)

第7条 ソーラーパネル、ペレットストーブ等の住宅設備購入のための融資を住宅設備購入融資という。

- 2 提携先を介したツーステップローンとして実施する。
- 3 住宅設備購入融資の額は有効出資金の10倍を超えることができない。また、融資額は100万円を超えることができない。
- 4 住宅設備購入融資の融資期間は5年を超えることができない。
- 5 前2項の規定に拘わらず、理事長が特別決裁をした場合には、前2項の上限を超えて融資をすることができる。
- 6 その他必要な手続きは融資細則に定める。

(特別担保提供融資)

第8条 第11条2項に定める有効出資金を担保として天然住宅バンクに対して行う融資を特別担保提供融資という。

- 2 特別担保提供融資は担保となる出資金の10分の8を超えることはできない。
- 3 特別担保提供融資の融資期間は5年を超えることはできない。
- 4 前2項の規定に拘わらず、理事長が特別決裁をした場合には、前2項の上限を超えて融資をすることができる。
- 5 その他必要な手続きは融資細則に定める。

(自己担保融資)

第9条 自己の有効出資金を担保として行う融資を自己担保融資とする。

- 2 自己担保融資は担保となる出資金の10分の8を超えることはできない。
- 3 自己担保融資の融資期間は5年を超えることはできない。
- 4 前2項の規定に拘わらず、理事長が特別決裁をした場合には、前2項の上限を超えて融資をすることができる。
- 5 その他必要な手続きは融資細則に定める。

(金利)

第10条 金利は年率2%とする。

- 2 前項の規定に拘わらず、以下の各号に該当する部分については金利0.5%とする。

一 第4条第2号(住宅融資)及び第3号(住宅設備購入融資)に該当する融資について、債務者以外が担保として提供する出資金の10分の8

二 第4条第4号（特別担保融資）及び第5号（自己担保融資）に該当する融資について、その全額

3 前2項の規定に拘わらず、脱退及び出資口数の減少（以下「脱退等」という。）を前提とする自己担保融資の場合には金利は0%とする。脱退等を前提とする自己担保融資の返済は、出資金の払戻しと相殺することにより行う。

（有効出資金）

第11条 既存の融資契約に関して以下の各号のいずれかに該当する出資金については担保として設定することはできない。

一 第4条第1号（つなぎ融資）に該当する融資について、融資元本の10分の1

二 第4条第2号（住宅融資）に該当する融資について、融資元本の10分の1

三 第4条第3号（住宅設備購入融資）及び第4号（特別担保融資）に該当する融資について、担保として提供された出資金

2 出資金等から前項の出資金等を控除したものを有効出資金等という。

（融資細則）

第12条 以下に定める事項は融資細則に規定する。

- ① 天然住宅バンク運営細則（以下「運営細則」）第6条に定める進捗状況の記録
- ② 運営細則第7条に定める保証人、連帯保証人及び担保提供者に対する交付書面
- ③ 運営細則第8条に定める過剰貸付に関する事項
- ④ 運営細則第9条各号に定める交付書面及び交付記録

（別表1）

融資期間	融資金額の上限
3ヶ月以内	有効出資金の10倍と500万円の小さい方
3ヶ月超6ヶ月以内	有効出資金の10倍と400万円の小さい方
6ヶ月超9ヶ月以内	有効出資金の10倍と300万円の小さい方